令和6·7年度 岩倉市入札参加資格審査申請要領 【物品·委託業務等】

岩倉市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札(オープンカウンタを含む。)に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム(物品等)(以下「電子調達システム(物品等)」という。)により、適正な入札参加資格審査申請(以下「申請」という。)を行ってください。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 国税、愛知県税及び岩倉市税が未納でないこと(ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者、岩倉市税については、岩倉市に納税義務がある事業者に限る。)。
- (4) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

2 申請の方法

(1)申請をする方は、電子調達システム(物品等)にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要項目(申請データ)を入力し、送信してください。

ポータルサイト https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html

(2) 申請は、「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。それぞれ該当する方法で申請

してください。

① 継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム(物品等)で申請を行い、平成20・21年度以降 資格の承認を受けている方

② 新規申請

電子調達システム(物品等)による申請を初めて行う方

- (3) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所(本店を含む)に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に 「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム(物品等)に 入力することを推奨します。
- (6) 申請できる営業種目は別表1のとおりです。
- (7) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体及び岩倉市に「4 別送書類」を送付してください。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和6年1月4日(木)から令和6年2月15日(木)まで

平日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和6年4月1日(月)から令和8年2月16日(月)まで

平日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の 午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データ送信後、電子調達システム(物品等)から印刷した「別送書類送付書」に別表2の書類を添えて、各1部、提出期限までに提出してください。

- (1) 提出期限
 - 定時受付

申請仮受付日(申請データ送信日)から7日以内必着。 (ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日(木)必着。)

② 随時受付

申請仮受付日(申請データ送信日)から7日以内必着。

- ※上記①、②の提出期限の最終日が休日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の 1月3日までの日)に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。
- (2) 提出先

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、電子調達システム(物品等)で自動的に決定されますので、申請データ 送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

<岩倉市>

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市役所 会計管財課 契約管財グループ

電 話(0587)38-5800(直通)

5 資格審査

資格審査は、申請データ及び別送書類により行い、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム(物品等)にログインして「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体から補正指示が出されますので、補正期限(期限が明記されていない場合は5日以内)までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム (物品等)にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、電子調達システム(物品等)により追加届を提出してください。 岩倉市では、次の追加届が必要です。

- (1) 届出項目
 - 許可 登録等
 - 契約実績
 - · 特約 · 代理店等
- (2) 届出期限

審査結果確認後、速やか(5日以内目安)に入力してください。

9 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は次のとおりとします。

ただし、令和8年4月1日(水)以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の 入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和6年4月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで

(2) 随時受付

10 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム(物品等)により変更手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和6年4月1日から可能となります。

11 その他

- (1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入 札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 申請後、確認のために、申請内容を証明する書面の提示(提出)を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム(物品等)の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。
- (4) 入札参加資格が認定された方は、電子調達システム(物品等)の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム(物品等)は、メンテナンス等のため、一時休止することがあります。
- (6) 申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはICカードの購入、登録が必要になります。

12 問い合わせ先

[システムの操作に関すること]

あいち電子調達共同システム(物品等)ヘルプデスク

TEL (0 1 2 0) 5 1 1 - 2 7 0

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

(定時受付期間中は、午前9時から午後8時まで)

「申請内容等に関すること」

岩倉市 会計管財課 契約管財グループ

TEL (0587) 38-5800 (直通)

業務分類一覧表

業務(大分類) 01. 物品の製造・販売

	物品の製造・則 I	X 7 L			
営業種目(中分類)	取扱内容(小分類)				
01. コピー	コピー	マイクロ写真製作	その他		
0.9 类粉。粉化	食器類	タオル製品	ビニール・プラス チック製品	日用雑貨	清掃用品
02. 荒物•雑貨	ごみ袋	自動車用品	雨具	漆器	木·竹製品
	金物類	扇子・うちわ	靴·鞄	ベルト	ゴム製品
	玩具	塗料	その他		
03. 薬品•試薬•農薬	一般用医薬品	医療用医薬品	試薬	農薬	工業薬品
03. 采加"的采"及来	動物用薬品	水処理薬品	プール用薬剤	凍結防止剤	衛生材料
	ワクチン	その他			
	医療機器	理化学機器	計測機器	測量機器	環境測定機器
04. 医療·理化学·計測機器	歯科技工物	介護福祉器具	その他		
05. 一般印刷	一般印刷〔ポスター	-・パンフレット等のカ	ラー印刷物、又は1万	「部以上の印刷物〕	
06. 軽印刷	軽印刷〔各種報告	書等の3色以下で、カ	つ1万部未満の印刷		
07. フォーム印刷	フォーム印刷				
08. 出版·製本	美術印刷出版	活版印刷出版	グラビア印刷	雑誌出版	製本
	手帳製作	各種帳簿製作	電子出版	その他	
09. 地図	地図製作	地図印刷	その他		_
10. 農業・園芸用品	草花・種子・樹木	農業•園芸用品	肥料	飼料	庭石
	その他				
11. 映像•音楽用品	楽器・楽譜	CD・レコード	映画フィルム・ ビデオソフト	その他	
12. 紙·紙製品	紙	封筒(印刷付き封 筒を含む)	ダンボール	その他	
	看板	旗・のぼり・垂幕	徽章	シルクスクリーン印刷	シール印刷
13. 看板·旗·標識·徽章	盾・トロフィー・ メダル	七宝製品	道路標識	保安用品	反射材製品
	交通安全用品	プラスチック加工 製品	ビニール加工製品	マグネット	その他
14. 機械・器具	農業機械	木工機械	金工機械	工作機械	建設機械
	各種産業機械	工業用ポンプ	空調機器	自動販売機	遊園器具
	舞台装置(大型 照明·音響)	印刷関連機器	焼却炉	生ごみ処理機	電気機器
	各種計器類(各種メーター)	給排水機器	その他		
15. ゴム印・印章	ゴム印・印章・ スタンパー				
16. 写真機器	カメラ	映写機	投影機	光学機械器具	写真用品
	現像•焼付	その他			
17. 自動車・自転車	乗用車	貨物自動車	乗合自動車	二輪自動車	消防用車両
	救急用車両	清掃用車両	建設用特殊車両	その他架装車・ 特種用途自動車	自動車部品
	自転車·自転車 部品	遊戲用自転車	その他		

営業種目(中分類)		取扱内容(小分類)				
18. 船舶	大型船舶	小型船舶	ヨット・カヌー	船舶用機械	船舶部品	
	その他					
19. 航空機	飛行機	ヘリコプター	航空用機械	航空機部品	その他	
	警察用被服	警察用品	消防用被服	消火器	消防用機材	
20. 警察用品•消防防災用品	警報装置	防災用品	鞄・履き物	ヘルメット	その他	
21. 食料品	お茶	弁当	菓子	食品·食材	非常用食料	
	その他					
22. スポーツ用品	武道用品	体育施設用品	一般スポーツ用品	その他		
23. 燃料	ガソリン・軽油	重油	灯油	潤滑油	LPガス	
	圧縮天然ガス	海上給油	都市ガス	その他		
24. 繊維製品	制服	作業服·事務服	帽子	呉服·織物	テント・シート	
	その他					
25. 寝具·室内装飾·家具	ふとん・毛布	ベッド	カーテン	じゅうたん・カーペ ット	畳・ふすま	
	既製家具	特注家具	その他			
26. 資材·素材	木材	鋼材	コンクリート	土砂	舗装材	
	溶接材	上下水道材	軸·壁·屋根材	建具·内外装材	ガラス・サッシ材	
	その他					
27. 厨房機器	流し台・調理台	調理器	給茶機	食器洗浄機	食器消毒保管庫	
	業務用冷蔵庫· 冷凍庫	その他				
28. ガス器具	ストーブ	コンロ	その他			
29. 電気製品	一般家電製品	視聴覚機器	その他			
30. 通信機器	有線通信機器	無線通信機器	その他			
31. 電算機器	大型コンピュータ	パソコン	OA周辺機器	OA関連消耗品	その他	
32. 文房具·事務用機器	文房具	事務用機器	事務用家具	額縁	金庫	
	その他					
33. 時計・貴金属・眼鏡	時計	貴金属	宝石	眼鏡	その他	
34. 学校教材等	学校教材	保育教材	玩具·遊具	図書館用品	その他	
35. 電力	電力					
36. 贈答用品	贈答用品	ギフトカタログ商品	その他			
37. 図書	一般図書	新聞	外国図書	その他		
38. 特殊物品	動物	美術品	選挙用品	その他		

業務(大分類) 02. 物品の買受け※

営業種目(中分類)	取扱内容(小分類)					
01. 不用品買受	金属屑	古紙	繊維屑	合成樹脂	ゴム屑	
	ウエス	農業機械	建設機械	各種産業用機械	自動車	
	自動二輪車	自動車部品	自転車	船舶	航空機	
	パソコン・OA機器	電化製品	立竹木	その他		

[※] 入札参加資格申請システムにより入札参加資格申請の受付を行うが、電子入札の対象とはしない。

業務(大分類) 03. 役務の提供等

業務 (人分類) 03. 営業種目(中分類)	仅務の従供寺 取扱内容(小分類)				
01. 建物等各種施設管理	清掃				
	(細分類)				
		病院清掃	室内環境測定	配水管清掃	舗装道機械清掃
	雨水排水施設				
	機械清掃(枡・	公園清掃	公衆トイレ清掃	遊具清掃	その他
	排水管等)				
	機械設備保守点検				
	(細分類)				
	電気設備	冷暖房•空調設備	冷蔵·冷凍設備	ボイラー設備	エレベータ設備
	エスカレータ	自動ドア	道路トンネル附帯	街灯•屋外照明	信号設備
	設備	日動小	設備	灯設備	11 .2 82 1/11
	ポンプ設備	定温設備	自家用電気工作物	その他	
	通信設備保守点検				
	(細分類)		T	T	T
	電話交換機	無線設備(防災	コンピュータ関連	テレビ設備	その他
		行政無線等)	機器		
	消防設備保守点検				
	(細分類)	W. I - 11 (H)	II ale ser length em		1
	火災報知器	消火設備	非常通報装置	その他	
	測定機器保守点検				
	(細分類)	-1. FE 2017-14% DD		7 0 114]
	大気測定機器	水質測定機器	試験検査・医療機器	その他	
	浄化槽等清掃・点検				
	(細分類)	净化槽保守点検	汚水枡清掃	汚水処理施設保	汲み取り処理
	(于7127首1月3市	伊化僧体寸点恢	イケル作用が	守点検	(及み取り処理
	その他				
	貯水槽等清掃•点検				
	(細分類)		I	T	1
	貯水槽清掃	貯水槽保守点検	井戸清掃(排土砂等)	その他	
	上·下水道施設管理				
	(細分類)		T	ı	T
	上水道施設	下水道施設管理	上•下水道料金検	 上·下水道管漏	
	管理(運転・	(運転・点検・保守)	針•徵収	水調査	その他
	点検・保守)				
	専用施設管理(運	転·点検·保守) 			
	(細分類)		T		
	河川浄化施設管理	排水施設管理	道路排水施設管理	ごみ焼却施設管理	体育施設管理
	遊具管理	噴水施設管理	プール施設管理	共同溝施設管理	水門等施設管理
	その他	スパルの以日本	2 / 地版日本	八四冊應以日生	7711万地队日生
	-C V/TIL				

営業種目(中分類)			取扱内容(小分類)		
(01. 建物等各種施設管理)	植物管理				
	(細分類)				
	除草•草刈	草地•樹木管理	草花管理	チップ堆肥化	ビル緑化
	都市緑化	森林整備	その他		
	病害虫、ねずみ、	蜂等駆除			
	(細分類)				
	建物病害虫駆除	樹木病害虫駆除	ねずみ駆除	白蟻駆除	害鳥駆除
	蜂駆除	医療器具滅菌	その他		
	廃棄物・リサイクル				
	(細分類)				
	一般廃棄物	一般廃棄物処理	産業廃棄物処理	産業廃棄物処理	特別管理産業廃
	処理(収集・	(処分)	(収集・運搬)	(処分)	棄物処理(収集・
	運搬)			30,	運搬)
	特別管理産	소의 무기로 5		4 41 + 12 H	± = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
	業廃棄物処理(処分)	自動車引取り	自動車フロン回収	自動車解体	自動車破砕
	古紙リサイクル	その他			
	警備•監視	C-7/E			
	(細分類)				
	施設警備	機械警備	会場警備	プール監視	防災監視
	エレベータ運		7. W I W	- III 00	100 Cam 100
	転操作	その他			
	受付				
	(細分類)				
	受付(庁舎・	電話交換	駐車場管理運営	会場案内	その他
	施設)	电印入沃	(警備業法適用外)	五加木1	C 47 E
02. 運搬•保管等	運搬•保管				
	(細分類)			Ī	T
	引越·事務所	美術品運搬	土砂運搬	給食配送	倉庫
	移転	7 × 11.			
	特殊倉庫	その他			
	梱包・発送				
	(細分類)	H 21 24 2 2	夕 和伊	Z-0/4	
	相包作業	ダイレクトメール	宅配便	その他	
	(細公類)				
	(細分類) 一般貨物輸送	海上輸送	その他		
03. 映画等製作·広告·催事	映画等製作	1年上制区	CV기딴		
00. 奶四寸次日*惟尹	(細分類)				
	映画	ビデオ	テレビ番組	写真撮影	その他
	広告	<u> </u>	/ * 5 田川	3 77 JAX AV	C.\\ E
	(細分類)				
	広告企画・代行	その他			
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	てへに回			

営業種目(中分類)			取扱内容(小分類)			
(03. 映画等製作・広告・催事)	催事	催事				
	(細分類)					
	イベント企画	会場設営	展示	音響	舞台照明	
	その他					
	デザイン					
	(細分類)					
	デザイン	展示物等の製作	その他			
04. 自動車等点検整備	自動車点検・車検	自動車整備	自動二輪車点検 整備	船舶点検整備	航空機点検整備	
	その他					
05. 給食	病院給食	学校給食 (調理員派遣)	学校給食 (デリバリー)	食器洗浄	その他	
06. 検査・測定	大気·空気測定	水質·土壌測定	騒音•振動測定	臭気測定	ダイオキシン測定	
	作業環境測定	放射能測定	アスベスト測定	人間ドック	集団検診(人間ドックを除く)	
	臨床検査	理化学検査	電波障害	その他		
07. 調査委託	市場調査	世論調査	環境調査	企業調査	建築調査	
	電気通信関係調査	総合研究所	地理調査	遺跡発掘調査	交通関係調査	
	不動産鑑定	土地家屋調査	不動産登記	福祉関係調査	農業関係調査	
	観光関係調査	その他				
08. コンピュータサービス	システム開発	データ処理	Web ページ作成	インターネット関 連サービス	ネットワーク整備	
	オペレーション	コンピュータ研修	コンピュータサポ ート業務	システム調査・分析	その他	
09. 航空写真•図面	航空写真·図面 製作	写図	地図製作	その他		
10. クリーニング	一般被服	寝具	カーテン	防災加工	医療関連クリー ニング(基準寝具 類・滅菌処理)	
	医療関連クリーニング(基準寝具類 以外)	その他				
11. リース・レンタル	建物(仮設ハウス・トイレ等)	樹木	機械器具	電子計算機(汎用機、サーバ等)	情報関連機器 (パソコン、小型 プリンタ等)	
	複写機(複写サ ービスを含む)	ファクシミリ	医療機器	介護福祉器具	基準寝具	
	家具·室内装飾· 寝具	清掃用具・玄関マット	自動車	イベント用品	その他	
12. 保険業	生命保険	自動車保険	損害保険(自動車保険を除く)	その他		
13. 旅客業	旅行	ハイヤー	タクシー	バス運行業務	運転代行業務	
	その他					
14. 審查業務	ISO審査業務	経営診断業務	その他			

営業種目(中分類)			取扱内容(小分類)		
15. 外国語	外国語通訳•翻訳	外国語研修	その他		
16. その他の業務委託等	手話	速記	研修	楽器調律	図書等整理
	人材派遣	筆耕・タイプ	医療事務	放置駐車車両確認	気象情報提供
	機密文書・データ 廃棄	マイクロフィルム 撮影	入浴·介護	溶接•鉄工	火葬炉残骨灰処理
	施設内売店業務	その他			

別送書類一覧

別达音類一見	提出	先		
書類名	共通審査 自治体	岩倉市	備考	
別送書類送付書	0	0	電子調達システム (物品等) で申請データを入力・送信後、印刷したもの	
納税証明書 (国税)	0		 ・法人の方:法人税、消費税及び地方消費税の 納税証明書(その3の3 未納の ないことの証明) ・個人の方:申告所得税及び復興特別所得税、 消費税及び地方消費税の納税証明 書(その3の2 未納のないこと の証明) ※本店所在地を管轄する税務署(窓口又はオン ライン)で交付を受けることができます。 	
納税証明書 (愛知県税) ※愛知県内に事業所を 有しない者等で上がの 納税証明書の交付は、 「愛知県税の納税者」 がないことの申出書」 を提出	0		【共通審査自治体が「愛知県」のとき】 書類の提出は不要です。 ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 【共通審査自治体が「愛知県」以外のとき】 ・法人の方:法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) ・個人の方:個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) ・個人の方:個人事業税及び自動車税種別割の約税証明書(未納の税額のないこと用) ※愛知県の県税事務所で発行しています。 ※愛知県の県税事務所で発行しています。 ※愛知県の県税事務所で発行しています。 ※プリントアウトが可能です。おプリントアウトが可能です。ポータルサイト https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html	
納税証明書(岩倉市税)		0	【岩倉市に納税義務がある方】 ・法人の方:法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税種別割の納税証明書(未納がない証明書でも可) ・個人の方:市県民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税種別割、国民健康保険税の納税証明書(未納がない証明書でも可) ※岩倉市役所税務課で発行しています。	

		【岩倉市に納税義務がない方】 岩倉市に納税義務がなく、別送書類送付書以 外に提出する書類がない場合は、別送書類送付 書の提出も必要ありません。
履歴事項全部証明書	0	法人の場合のみ (全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓 口で発行のもの。) ※現在事項全部証明書では代用できません。
代表者の 身分証明書 (身元証明書)	0	個人の場合のみ (本籍地の市区町村長が証明したもの。日本国 籍を有しない方は、在留カード又は特別永住者 証明書の写し(両面)を提出してください。)
代表者の登記されてい ないことの証明書(後 見・保佐・補助を受け ていないことの証明)	0	個人の場合のみ (法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後 見人、被保佐人・被補助人とする記録がないこ とを証明したもの。全国の法務局・地方法務局 (本局)の戸籍課窓口で発行のもの。)

- ○印のついた書類を送付すること。
- ・ 別送書類(各種証明書)は、申請データ送信日において発行日から3か月以内のものとします。 (鮮明なものに限り複写機によるコピー可)